

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第4区分

【発行日】平成25年10月17日(2013.10.17)

【公開番号】特開2013-132756(P2013-132756A)

【公開日】平成25年7月8日(2013.7.8)

【年通号数】公開・登録公報2013-036

【出願番号】特願2011-282621(P2011-282621)

【国際特許分類】

B 3 2 B 17/10 (2006.01)

C 0 3 C 8/16 (2006.01)

H 0 1 L 31/042 (2006.01)

H 0 1 L 51/50 (2006.01)

H 0 5 B 33/04 (2006.01)

【F I】

B 3 2 B 17/10

C 0 3 C 8/16

H 0 1 L 31/04 R

H 0 5 B 33/14 A

H 0 5 B 33/04

【手続補正書】

【提出日】平成25年8月29日(2013.8.29)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 0 8

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 0 8】

上記目的を達成するために、本発明は、樹脂またはゴムを含む基材と、前記基材の少なくとも一面に形成された酸化物ガラスとを備えた積層体において、前記酸化物ガラスが、A g<sub>2</sub>O、V<sub>2</sub>O<sub>5</sub>、T e O<sub>2</sub>を含有し、A g<sub>2</sub>OとV<sub>2</sub>O<sub>5</sub>とT e O<sub>2</sub>との合計含有率が75質量%以上であり、前記基材の軟化温度以下で軟化流動し、前記基材へ接着されていることを特徴とする。

【手続補正2】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

樹脂またはゴムを含む基材と、前記基材の少なくとも一面に形成された酸化物ガラスとを備えた積層体において、前記酸化物ガラスが、A g<sub>2</sub>O、V<sub>2</sub>O<sub>5</sub>、T e O<sub>2</sub>を含有し、A g<sub>2</sub>OとV<sub>2</sub>O<sub>5</sub>とT e O<sub>2</sub>との合計含有率が75質量%以上であり、前記基材の軟化温度以下で軟化流動し、前記基材へ接着されていることを特徴とする積層体。

【請求項2】

請求項1において、前記酸化物ガラスが、10～60質量%のA g<sub>2</sub>Oと、5～65質量%のV<sub>2</sub>O<sub>5</sub>と、15～50質量%のT e O<sub>2</sub>とを含有することを特徴とする積層体。

【請求項3】

請求項2において、前記酸化物ガラスのA g<sub>2</sub>O含有率がV<sub>2</sub>O<sub>5</sub>含有率の2.6倍以下で

あることを特徴とする積層体。

【請求項 4】

請求項2において、前記酸化物ガラスのA<sub>g</sub>, O含有率とV<sub>2</sub>O<sub>5</sub>含有率との和が40 ~ 80 質量%であることを特徴とする積層体。

【請求項 5】

請求項1において、前記酸化物ガラスがレーザ照射により軟化流動し、前記基材へ接着されていることを特徴とする積層体。

【請求項 6】

請求項1に記載の積層体を封止用シートとした有機EL素子。

【請求項 7】

請求項1に記載の積層体を用いた窓。

【請求項 8】

請求項1に記載の積層体を封止用シートとした太陽電池モジュール。